

福井県社会人バスケットボール連盟規約

平成30年1月22日制定

（名称）

第1条 本連盟は、「福井県社会人バスケットボール連盟」（以下、「本連盟」という。）と称し、所在地を一般社団法人福井県バスケットボール協会に置く。

（組織）

第2条 本連盟は、一般社団法人福井県バスケットボール協会（以下、「県協会」という）に加盟する一般種別チーム（ＪＰＢＬ、ＷＪＢＬ所属チームを除く）をもって構成する。

（目的）

第3条 本連盟は、福井県における社会人バスケットボール競技の統括団体として、福井県内のバスケットボールの普及振興を図り、県民の心身の健全な発達及び生涯スポーツの推進、並びに加盟チームの相互の発展、親睦、競技力向上をはかることを目的とする。

（遵守義務）

第4条 本連盟に加盟するチームは、公益財団法人日本バスケットボール協会（以下、「ＪＢＡ」という。）の定款、基本規定及びこれに付随する諸規定並びに国際バスケットボール連盟（以下、「ＦＩＢＡ」という。）及びＦＩＢＡ ＡＳＩＡの諸規定並びにスポーツ仲裁機構（以下、「ＣＡＳ」という。）及び一般社団法人日本スポーツ仲裁機構（以下、「ＪＳＡＡ」という。）の仲裁関連規則のほか、ＪＢＡ、ＦＩＢＡ、ＦＩＢＡ ＡＳＩＡ、ＣＡＳ及びＪＳＡＡの指示、指令、命令、決定並びに裁定等を遵守する義務を負う。

（チーム加盟・競技者登録）

第5条 本連盟、県協会の実施する事業に参加しようとするチーム及び競技者は、ＪＢＡ、本連盟、県協会にチーム加盟及び競技者登録をしなければならない。

（事業）

第6条 本連盟は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- （１）バスケットボール競技会の開催
- （２）その他、本連盟の目的達成に必要な事業

(役員の設置)

第7条 本連盟は次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 顧問 若干名
- (4) 参与 若干名
- (5) 理事長 1名
- (6) 副理事長 若干名
- (7) 理事 必要な人数
- (8) 委員 必要な人数
- (9) 代議員 各チーム1名
- (10) 監事 2名

(役員の選任及び職務)

第8条 会長、副会長、監事は理事会において、理事の互選により就任する。

- 2 会長は、本連盟を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 4 監事は、本連盟の会計を監査する。
- 5 理事は、加盟チーム関係者及び学識経験者及び県協会役員より、代議員会にて選出する。
- 6 理事は、理事会を構成し、第3条の目的を達成するための業務を実施する。
- 7 理事会は理事長が必要と認めた時に開催し、過半数の出席をもって成立する。
- 8 理事長、副理事長は理事会にて互選する。
- 9 理事長は、本連盟のすべての業務を統轄する。
- 10 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときはその職務を代行する。
- 11 委員は理事会にて選出する。

(役員の任期)

第9条 本連盟の最初の役員任期は平成30年1月22日から平成30年3月31日までとし、その後2ヶ年とする。ただし、再任は妨げない。役員に欠員が生じた場合は、その補充を行い、補充された役員の任期は前任者の残任期間とする。

(顧問及び参与)

第10条 本連盟に顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の推薦によって会長が委嘱する。
- 3 参与は、本連盟に功労があった者を理事会において推薦し、会長が委嘱する。
- 4 顧問及び参与は、本連盟の運営及び業務の処理に関して会長の諮問に応じる。
- 5 本連盟の会長歴任者で特に功労のあったものを、代議員会の承認を得て名誉顧問としておくことができる。

(代議員の設置及び職務)

第 1 1 条 本連盟に代議員を置く。代議員は、本連盟加盟チームの代表者をもって構成する。

2 代議員は、会長、副会長、監事の承認及び理事の推薦をする。

(代議員会)

第 1 2 条 代議員会（総会）は、本連盟決議機関とし、会長、副会長、理事、委員、及び代議員をもって構成する。

2 代議員会は、次のことを審議する。

(1)事業計画及び事業報告

(2)予算及び決算

(3)規約改正

(4)その他本連盟に関する事項

3 代議員会は、年 1 回会長が招集し、会長がその議長となる。臨時代議員会は、会長が必要と認めたとき、または理事及び代議員の過半数の者から署名押印による請求があったとき、招集し開催する。

4 代議員会は、代議員総数の過半数の出席により成立する。委任状の提出は出席とみなし、決議は多数決とする。賛否同数の場合は議長が決定する。

5 緊急を要する場合には代議員会に諮って決めなければならない事柄でも、理事会で決めることができる。但し、事後に代議員会の承認を受けなければならない。

(理事会と役員会)

第 1 3 条 理事会ならびに役員会は理事長が招集し、その議長になる。

2 役員会は本連盟の目的を達成するための業務を決定または承認し、理事会はそれを執行すると共に、本連盟の目的を達成するための業務を企画する。

3 理事会・役員会は 3 分の 1 の出席があれば成立する。

4 理事会の構成は会長から各副委員長まで。役員会は左記に加えて各委員までで構成する。

(会計)

第 1 4 条 本連盟の経費は、委託金、補助金、寄付金、大会参加費等その他の収入をもってこれに充てる。

2 本連盟の最初の会計年度は、平成 30 年 1 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までとし、その後毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までとする。

附則

1 本規約は平成 30 年（2018 年）1 月 22 日より施行する。

2 本規約は平成 30 年（2018 年）4 月 1 日より施行する。

3 本規約は令和 元年（2019 年）5 月 12 日より施行する。